

**小牧市保育士等就職準備金  
貸付制度の手引き**

令和6年4月

小牧市 こども未来部 幼児教育・保育課

## 目次

1. 保育士等就職準備金貸付制度の概要について . . . . .	1
2. 貸付を希望する場合の手続について . . . . .	3
3. 貸付契約締結後の手続について . . . . .	5
4. 保育所等に勤務中の手続について . . . . .	5
5. 契約の解除について . . . . .	6
6. 就職準備金の返還について . . . . .	7
7. 就職準備金の返還免除について . . . . .	8
8. 主な手続の流れについて . . . . .	9
9. よくあるご質問について . . . . .	11

## 1. 保育士等就職準備金貸付制度の概要について

### (1) 貸付制度について

この制度は市内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）として勤務する意思を有する者に対して就職準備金を貸し付けることにより、保育士等の就職を支援し、市内における保育士等の人材の確保に寄与することを目的としています。

貸付後、市内の保育園等で保育士等として3年以上従事した場合は、就職準備金の返還が免除となります。

**※この制度は、市内の保育士等の人材確保を目的とした貸付制度であるため、返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を全額返還していただきます。**

### (2) 就職準備金の内容

保育所等に就職するために必要な資金について貸し付けます。

### (3) 貸付の対象者

募集要項に定める期間で、市内の保育所等において保育士等として勤務することが内定し、以下の①又は②に該当し、1週間の所定労働時間が35時間以上の方

①	保育士等の養成施設等を卒業後直ちに勤務することが内定している方
②	3か月以上潜在保育士の期間があつて勤務することが内定している方

※①②ともに、それぞれ雇用主と期間の定めのない労働契約を締結した方が対象となります。

※養成施設等とは、指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校）及び幼稚園教諭の普通免許状を取得することができる大学並びに専修学校をいいます。

※潜在保育士とは、保育士の資格を有する者であつて、保育士等として勤務していない者をいいます。

### (4) 就職準備金の額（一括払い、無利子）

A	1週間の所定労働時間が38時間45分以上の方	50万円
B	1週間の所定労働時間が35時間以上38時間45分未満の方	30万円

※Aの目安・・・1日の労働時間が7時間45分以上

※Bの目安・・・1日の労働時間が7時間以上7時間45分未満

(5) 返還期間

返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年を限度とした期間内に返還していただきます。

(6) 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当したときは返還を免除することができます。

- ア 市内の保育所等に就職し、保育士等として3年以上従事したとき。
- イ 借受人が死亡したとき。
- ウ 災害、身体上又は精神上的の障害、負傷により市内の保育所等で継続して従事することが困難となったとき。

(7) 貸付金の返還

次のいずれかに該当したときは、返還額、返還期限及び返還方法を定めて貸し付けた金額の全額を返還していただきます。

- ア 市内の保育所等に3年未満従事し退職したとき。
- イ 雇用形態の変更により貸付金額の就労時間を満たさなくなったとき。
- ウ 貸付契約を解除されたとき。

## 2. 貸付を希望する場合の手続について

### (1) 申請から貸付決定までの流れ

#### ア 就職準備金の貸付申請

申請に必要な書類は本市ホームページからダウンロードできます。

申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せて幼児教育・保育課に本人が持参し提出してください。

#### 【必要書類】

小牧市保育士等就職準備金貸付申請書(様式第1) . . . . . 1部

住民票の写し(小牧市内在住の方は不要) . . . . . 1部

誓約書(様式第2) . . . . . 1部

保育所等との雇用関係を証する書類の写し(採用通知・内定通知等) . . . 1部

保育士登録証の写し1部 . . . . . 1部

※保育士資格の取得が見込まれる者は、当該資格の取得後、直ちに提出してください。

#### <注意点>

- ・ 提出書類は消せるボールペンで記入しないでください。
- ・ 書類を訂正する際には、修正液・修正テープ等での修正はしないでください。
- ・ 提出書類は一切返却しません。

#### イ 貸付審査・可否決定

貸付に必要な書類を審査したのち、貸付の可否を決定します。

審査結果については、「小牧市保育士等就職準備金貸付対象者認定・不認定通知書」により申請者に通知します。

## ウ 貸付決定後の手続

「小牧市保育士等就職準備金貸付対象者認定・不認定通知書」に、以下の必要書類を同封しますので、必要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

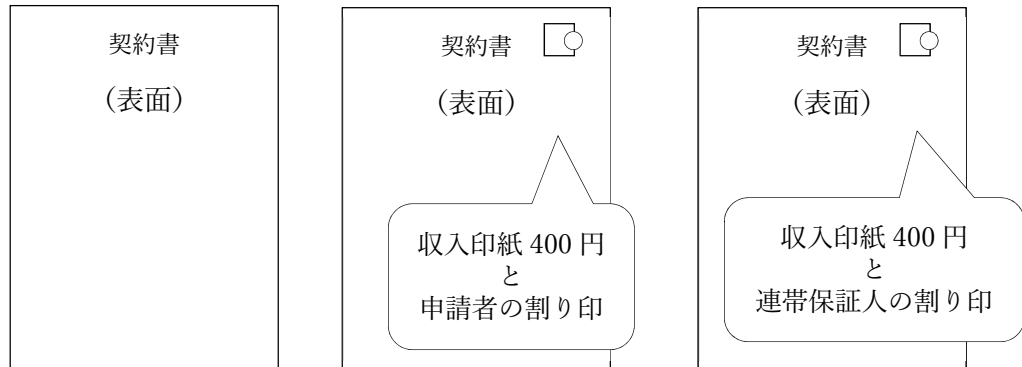
### 【必要書類】

□小牧市保育士等就職準備金金銭消費貸借契約書（様式第4）・・・・・・・・・・ 3部

□小牧市保育士等就職準備金貸付請求書（様式第6）・・・・・・・・・・ 1部

※貸付対象者及び連帯保証人が契約書に押印する印鑑は必ず実印としてください。

※「消費貸借に関する契約書」に該当する文書であるため、提出していただく契約書3部のうち2部の表面右上にそれぞれ収入印紙400円を貼付してください。貼り付けた収入印紙に、1部は申請者、もう1部は連帯保証人の割り印を押印し提出していただく必要があります。（契約額が10万円を超え50万円以下の場合、契約書1部につき400円の収入印紙の添付が必要）



### 【添付書類】

□貸付対象者本人の印鑑登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

□連帯保証人の印鑑登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

□振込先口座が確認できる書類（通帳表紙裏のページの写し）・・・・・・・・ 1部

## (2) 申請期間

募集要項に定めるとおりの期間

## (3) 申請書類提出先

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市役所本庁舎2階 こども未来部幼児教育・保育課

※申請書類は、必ず申請者本人が直接持参してください。

※毎週月曜日～金曜日（土曜・日曜日、祝休日を除く）の8時30分～17時15分。

### 3. 貸付契約締結後の手続について

契約が正式に締結されますと、その証として「小牧市保育士等就職準備金金銭消費貸借契約書」を2部送付しますので、本人及び連帯保証人それぞれで大切に保管してください。

### 4. 保育所等に勤務中の手続について

#### (1) 現況報告書の提出について

毎年3月頃に以下の必要書類を本人に送付しますので、書類に記載する期限までに幼児教育・保育課に提出してください。

#### 【必要書類】

小牧市保育士等就職準備金現況報告書（様式第8）・・・・・・・・・・・・・・ 1部

#### (2) その他の届出・申請事項

以下の事由が生じた場合には、事由発生後速やかに幼児教育・保育課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。（必要に応じて、追加で書類を提出していただく場合があります。）

事例	提出書類
①氏名、住所、電話番号を変更したとき。	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第7その2） <input type="checkbox"/> 就業等の事実を証明する書類（①の場合は不要）
②（産前産後・病気等）休暇、育児休業等の取得、退職または復職したとき。	
③保育所等を退職したとき。	
④保育所等に転職したとき。	
⑤連帯保証人の氏名、住所、電話番号に変更が生じたとき。	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第7その3）
⑥連帯保証人を変更するとき。	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金連帯保証人変更届出書（様式第5）

※②～④の事由については、保育所等の長の証明が必要です。

## 5. 契約の解除について

### (1) 解除対象

次の事由に該当する場合は、契約の解除となりますので、速やかに幼児教育・保育課へ連絡してください。

- ア 養成施設等を卒業後ただちに小牧市内の保育所等に就職しなかったとき。
- イ 養成施設等を卒業できなかったとき。
- ウ 内定先の保育所等に就職しなかったとき。
- エ 就職準備金を必要としなくなったとき。
- オ 死亡したとき。
- カ 不正な手段により就職準備金の貸付を受けたことが判明したとき。

### (2) 提出書類

#### ア、ウの場合

小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書(様式第7その2) . . . . . 1部

#### イの場合

小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書(様式第7その1) . . . . . 1部

#### エの場合

就職準備金貸付辞退届(任意様式) . . . . . 1部

#### オの場合

死亡届出書(様式第9) . . . . . 1部

死亡診断書又は戸籍謄本等 . . . . . 1部

※相続人が提出。相続人が提出できない場合は、連帯保証人又は親族が提出してください。

※あわせて「7. 就職準備金の返還免除について」を参照し、必要な手続を行ってください。

### (3) 提出時期

事由発生後、速やかに幼児教育・保育課へ提出してください。



## 6. 就職準備金の返還について

### (1) 返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた就職準備金を返還していただきますので、速やかに幼児教育・保育課へ連絡してください。

- ア 市内の保育所等に3年未満従事し退職したとき。
- イ 雇用形態の変更により貸付金額の就労時間を満たさなくなったとき。
- ウ 貸付契約を解除されたとき。

### (2) 提出書類

#### ア、イの場合

- 小牧市保育士等就職準備金返還計画書（様式第11）・・・・・・・・・・1部
- 小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第7その2）・・・・・・・・・・1部

#### ウの場合

- 小牧市保育士等就職準備金返還計画書（様式第11）・・・・・・・・・・1部

### (3) 提出時期

返還事由発生後、速やかに幼児教育・保育課に書類を提出してください。

### (4) 返還方法

返還は、一括払い・月払い・半年払いのいずれかの方法を選択していただきます。月払い・半年払いを選択した場合に、返還方法の変更や繰り上げ返還もできます。

### (5) 返還期間

返還事由が発生した日の属する月の翌月から起算して1年以内を限度とした期間内に返還していただきます。ただし、一括払いを選択した場合は、当該返還事由の生じた日の属する月の翌月末を限度とした期間内に返還していただきます。

※月払い・半年払いの方で、定められた期日までに返還されない場合は、返還期限を繰り上げて、一括払いで返還をしていただきます。

## 7. 就職準備金の返還免除について

### (1) 返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、就職準備金の返還が免除となりますので、速やかに幼児教育・保育課へ連絡してください。

ア 市内の保育所等に就職し、保育士等として継続して3年以上従事したとき。

※産前産後休暇・育児休業・病気休暇など休職中の期間は、従事期間として算定されません。復職してから引き続き従事期間として算定されます。

イ 本人が死亡したとき。

ウ 災害、身体上又は精神上的の障害、負傷により市内の保育所等で継続して従事することが困難となったとき。

※やむを得ない事情があると認めたととき、免除の可否を決定します。

### (2) 提出書類

#### アの場合

小牧市保育士等就職準備金返還免除申請書(様式第13) . . . . . 1部

従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類 . . . . . 1部

#### イの場合

小牧市保育士等就職準備金返還免除申請書(様式第13) . . . . . 1部

死亡届出書(様式第9) . . . . . 1部

死亡診断書又は戸籍謄本等 . . . . . 1部

※死亡届出書及び死亡診断書又は戸籍謄本等は既に提出済みの場合は不要です。

#### ウの場合

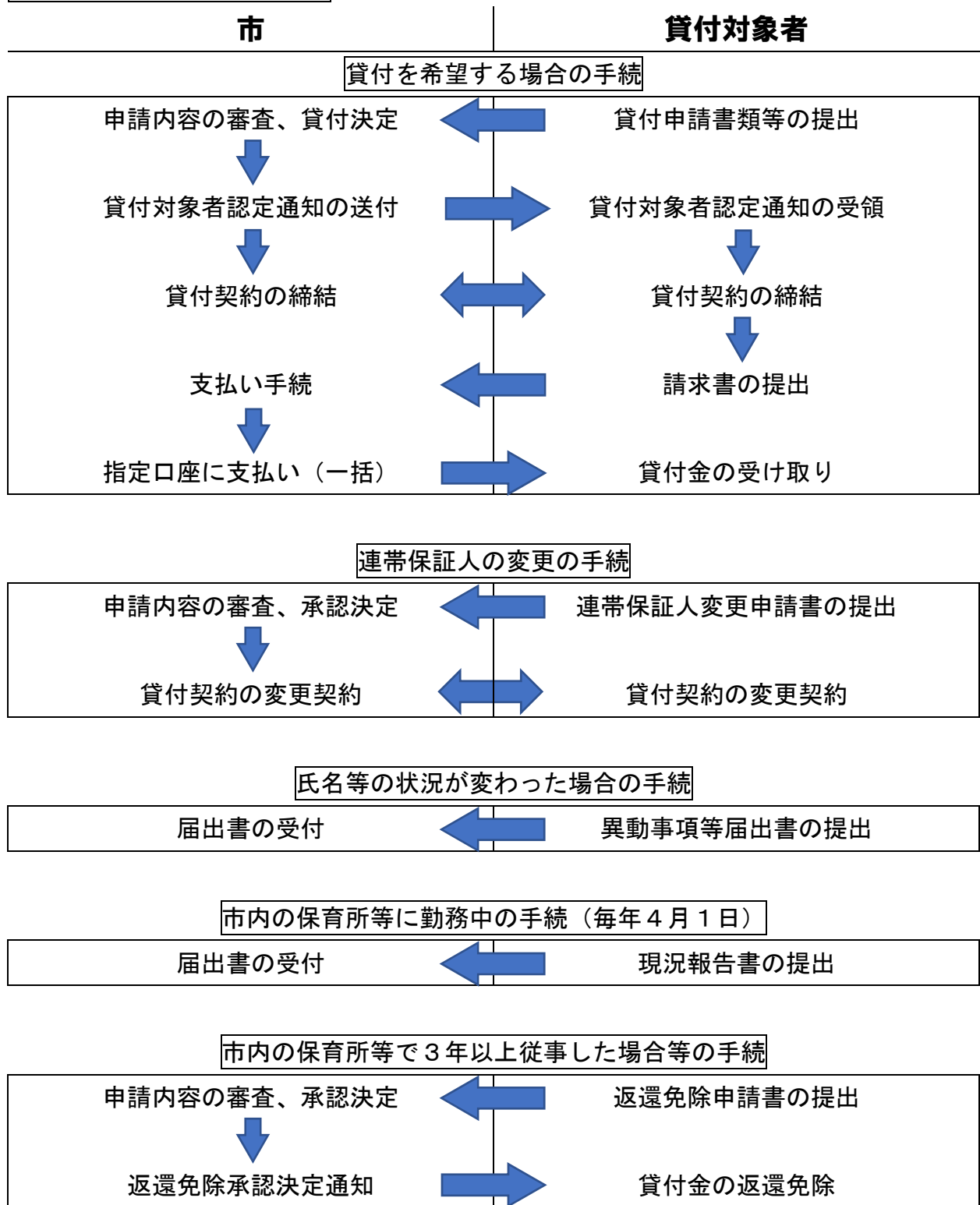
小牧市保育士等就職準備金返還免除申請書(様式第13) . . . . . 1部

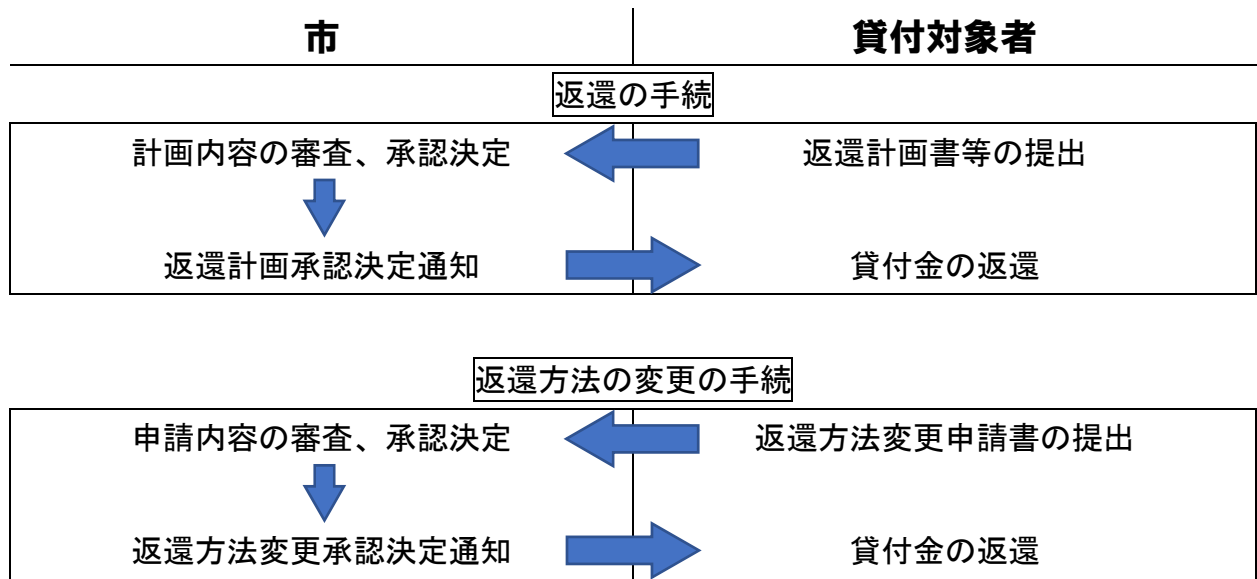
事由を証明する書類(障害者手帳等、小牧市保育士等就職準備金貸付条例施行規則第15条各号に定める事項に該当することがわかるものの写し)

### (3) 提出時期

事由発生後、速やかに幼児教育・保育課へ書類を提出してください。

8. 主な手続の流れについて





9. よくあるご質問について

	質問	内容
1	小牧市内に住んでいなくても貸付の申請をすることができますか？	貸付の対象者の要件を満たしている方でしたら、市外在住の方でも貸付の申請をすることができます。
2	「保育所等」とはどのような施設ですか？	市内の公立・私立の認可保育所、私立の認定こども園、公立・私立の小規模保育事業所です。 (参考:令和6年4月現在、保育園21園、認定こども園2園、小規模保育事業所20園)
3	小牧市の正規保育士に内定しました。貸付の申請をすることはできますか？	上記2のとおり、公立の認可保育所も対象となりますので、貸付の申請をすることができます。
4	他の就職準備金との併給は可能ですか？	県等の同種類の就職準備金その他これに類する貸付金と併給することは可能です。なお、過去に本市の就職準備金の貸付を受けた方は対象外となります。
5	申請は保護者でも可能ですか？	申請者は貸付の対象者となります。書類の提出は、申請者本人が直接持参してください。
6	養成施設等に在学中に留年した時はどうすればいいですか？	小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書(様式第7その1)を提出してください。留年の場合は保育所等への就職が出来ないため契約解除となります。貸し付けた就職準備金(以下「貸付金」という。)については全額返還となります。
7	産休・育休・病休の期間は、従事期間に含めることができますか？	含めることはできません。産休・育休・病休期間を除いて、3年間従事した場合、返還の全額免除の対象となります。

8	保育所等で3年間従事する前に、結婚して市外に引っ越した場合はどうなりますか？	引き続き、市内の保育所等において保育士等として勤務し、延べ3年間従事した場合は貸付金の全額が免除の対象となります。
9	法人内の人事異動により市外の保育所等へ勤務することになった場合はどうなりますか？	市内の保育所等で3年間従事する前に転勤となった場合は、貸付金は全額返還となります。
10	市内の保育所等で3年間従事する前に退職し、5年後再度市内の保育所等で従事する場合はどうなりますか？	退職する時点で再就職の見込み等は確認できないため、貸付金は全額返還となります。その後再就職したとしても、返還した就職準備金をお戻しすることができません。
11	市内の保育所等を退職し、市内の他の保育所等に転職することは可能ですか？	可能です。ただし、退職後、無職の期間がある場合は、継続して保育士等として従事していないため、貸付金は全額返還となります。
12	半年払いや月払いとなり、返還期日までに返還できなかった場合はどうなりますか？	理由の如何にかかわらず、一括での繰り上げ返還となります。
13	市内の保育所等に就職後、3年未満で心身障害のため、保育士等として働けなくなった場合はどうなりますか？	小牧市保育士等就職準備金貸付条例施行規則第15条各号に定める事項（療育手帳判定区分A又はB、身体障害手帳1級から3級、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級）に該当することがわかる書類を提出していただき、やむを得ない場合と認められた場合は貸付額の全額が免除の対象となります。
14	貸付金は所得税の申告をする必要がありますか？	貸付金は一時所得扱いとなり、返還免除決定となった日の属する年に申告が必要となる場合があります。詳しくは税務署へご確認ください。

15	貸付金の使用用途を報告する必要はありますか？	報告の必要はありません。また、領収書やレシートの提出も不要です。
16	雇用形態の変更により、就労時間が短くなりましたがどうすればいいですか？	小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第7その2）を速やかに提出してください。貸付金額に該当する就労時間を下回った場合は、貸付金は全額返還となります。